
こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター

重要事項説明書

事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号：京都市 2690100041号)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 七野会
- (2) 法人所在地 京都市北区大北山長谷町5番地36
- (3) 電話番号 075-466-5095
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 ひろみ
- (5) 設立年月日 1985年7月24日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型通所介護事業所
(2008年3月1日 指定京都市2690100041号)
- (2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者に対し、認知症対応型通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 京都市北区紫野大徳寺町35-2
- (5) 電話番号 075-494-2880
- (6) 管理者氏名 山崎 暁
- (7) 事業所の運営方針
 - 1 事業所は、契約者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。
 - 2 事業所は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 2008年 3月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域
京都市北区・上京区の全域、
中京区の丸太町通以北の地域、左京区の下賀茂本通以西、北山通以南、
右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8：30～17：30
サービス実施時間	9：00～17：00
利用定員	12名
受付時間	8：30～17：30

※ 但し、利用者の希望があれば、営業時間の範囲内で時間延長サービスを行います。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を充たしています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1名	
2. 生活相談員（兼務を含む）	2名	
3. 介護職員（兼務を含む）	4名	3名
4. 看護職員（兼務）		1名
5. 機能訓練指導員（兼務）		1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：午前8：30～午後5：30 午前9：00～午後6：00
2. 看護職員	勤務時間：午前9：00～午後6：00
3. 機能訓練指導員	勤務時間：午前9：00～午後6：00

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) <サービスの概要>

- ① 認知症の利用者に特に配慮したケア
 - ・認知症による生活障害が特に激しい時期の契約者に対し、専門的ケアを行います。
- ② 食事（食事時間）午後12時00分～13時00分頃
 - ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ③ 入浴
 - ・一般浴槽での入浴、又は清拭を行います。
- ④ 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ⑤ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥ 送迎
 - ・居宅と事業所との間の送迎を行います。

(2) <サービス利用料金(1回あたり)>

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。

◎ (5時間以上6時間未満のサービス利用料金)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		9,885円	10,919円	11,932円	12,934円	13,968円
一割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	8,897円	9,828円	10,739円	11,641円	12,572円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	988円	1,091円	1,193円	1,293円	1,396円
二割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	7,908円	8,736円	9,546円	10,348円	11,175円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,977円	2,183円	2,386円	2,586円	2,793円
三割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	6,920円	7,644円	8,353円	9,054円	9,778円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,965円	3,275円	3,579円	3,880円	4,190円

◎ (6時間以上7時間未満のサービス利用料金)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		1,0117円	11,193円	12,238円	13,261円	14,316円
一割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	9,106円	10,074円	11,015円	11,935円	12,885円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,011円	1,119円	1,223円	1,326円	1,431円
二割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	8,094円	8,955円	9,791円	10,609円	11,453円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,023円	2,238円	2,447円	2,652円	2,863円
三割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	7,082円	7,836円	8,567円	9,283円	10,02円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	3,035円	3,357円	3,671円	3,978円	4,294円

◎ (7時間以上8時間未満のサービス利用料金)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		11,415円	12,596円	13,809円	15,012円	16,194円
一割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	10,274円	11,337円	12,429円	13,511円	14,575円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,141円	1,259円	1,380円	1,501円	1,619円
二割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	9,132円	10,077円	11,048円	12,010円	12,956円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,283円	2,519円	2,761円	3,002円	3,238円
三割負担	2. うち、介護保険から給付される金額	7,991円	8,818円	9,667円	10,509円	11,336円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	3,424円	3,778円	4,142円	4,503円	4,858円

*上記利用料金には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)18.1%が含まれています。

*上記の金額は1日あたりの自己負担額ですが、端数整理の為、月単位では若干の誤差が生じます。

*個別の状況により、自己負担額が4割になる場合があります。

*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

◎契約者が受けるサービスの内容により、以下の自己負担額をお支払い下さい。

	一割負担	二割負担	三割負担
入浴介助加算Ⅰ	入浴 1回 50円	入浴 1回 99円	入浴 1回 149円
入浴介助加算Ⅱ	入浴 1回 69円	入浴 1回 137円	入浴 1回 206円
生活機能向上連携加算	1ヶ月 249円	1ヶ月 498円	1ヶ月 747円
若年性認知症利用者受入れ加算	1日 75円	1日 150円	1日 225円

*上記利用料金には、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)18.1%が含まれています。

*上記の金額は1日あたりの自己負担額ですが、端数整理の為、月単位では若干の誤差が生じます。

*個別の状況により、自己負担額が4割になる場合があります。

*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、希望に応じて利用料金の全額が契約者の負担となります。

項 目	料 金
送迎料 (但し、通常の実施範囲を超えるものに限る)	通常の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり30円(税込料金)
昼食代	1回分 600円(税込料金)
夕食代及び持ち帰り夕食	1回分 700円(税込料金) 持ち帰り夕食のご飯抜きは税込600円
おやつ代	1日分 100円(税込料金)
私物の洗濯、乾燥代	1回 250円
オムツ代	実 費
喫茶代	コーヒー 50円 紅茶 50円 ジュース 50円(全て税込料金)

*通常の事業実施区域外への送迎

- 通常の事業実施地域は北区・上京区の全域、中京区の丸丸太町通以北の地域、左京区の下鴨本通以西、北山通以南、右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域です。
- 通常の事業実施地域以外の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎費用を加算していただきます。

*食事の提供(昼食代、おやつ代、夕食代)

- 契約者に提供する食事にかかる費用です。

*その他、通所介護の提供にあたって、日常生活上必要となる費用で、契約者に負担していただく費用です。

☆介護給付の対象とならない利用料金を変更する場合は、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び(2)の料金・費用は、サービスの利用終了後に1ヶ月毎に請求します。毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、以下の方法によりお支払いください。なお、入金確認後、領収書を発行いたします。(引き落としで支払いの場合、翌月の請求書の裏面が領収書となる場合があります。)

- ① 事業所に直接お支払い。(28日までにお支払いください)
- ② 下記指定口座からの自動引き落とし(手数料は法人負担)
 - ・ゆうちょ銀行のいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします
引落日、毎月28日(土日祝の場合は翌営業日)
 - ・京都銀行のいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします
引落日、毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
 - ・京都中央信用金庫のいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします
引落日、毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
 - ・JAバンクのいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします
引落日、毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
- ③ 郵便振替で送金(28日までにお支払いください)
下記の郵便振替口座にてご送金ください
口座番号 01020-9-82287
口座名称 社会福祉法人七野会

(4) 利用の中止、変更

- 契約者は、利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出ることとします。
- サービス利用中に、利用者の急な理由でサービスの提供を中止する場合も、食費を申し受けます。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示します。

5. 秘密の保持

- 事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

6. サービス提供中の事故発生時の対応について

- サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応致します。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるように致します。
- 事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

7. 損害賠償について

- 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

- ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 身体拘束に関わる行為について

- ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。
この場合でも契約者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。

9. 苦情の受付について

- ①当事業所における苦情の受付、ご相談は以下のとおりです。

苦情受付担当者 管理者 山崎 暁
 苦情解決責任者 こぶしの里サテライト今宮施設長 服部 裕美
 受付日時 月曜日～金曜日 8：30～17：30
 電話 075-494-2880 FAX 075-495-9311

- ②運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

第三者委員 小川 栄二（元立命館大学教授）
 藤松 素子（佛教大学教授） 電話 075-491-2141（佛教大学）
 原田 眞美（認知症の人と家族の会京都府支部世話人）
 電話 075-811-8399（認知症の人と家族の会京都府支部）

- ③行政機関その他の苦情受付

名 称	電 話	名 称	電 話
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-432-1366	京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-441-5106
京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-702-1071	京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-812-2566
京都市右京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-861-1430	国民健康保険団体連合会	075-354-9090

10. 第三者評価実施状況 有り

実施した直近の年月日 令和6年3月12日

評価機関 特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク 「一期一会」

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。
こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター

説明者 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始及び利用料の徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等への利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意しました。また、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に情報を提供することについても同意しました。

利用者
住所

氏 名： 印

署名代行者 氏 名： 印
(利用者との関係)